

Title	〔行政法一三〕法人所有の土地の買収と憲法第二二條 (昭和三四年七月一五日大法廷判決・論旨理由なし)
Sub Title	
Author	田口, 精一(Taguchi, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.1 (1961. 1) ,p.99- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610115-0099">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610115-0099</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔行政法 一三〕 法人所有の土地の買収と憲法第二二條

昭和三四年七月一日大法廷判決・論旨理由由なし  
第一審金澤地裁、第二審名古屋高裁金澤支部  
昭和二年(オ)第一三三號行政處分取消請求事件  
最高裁判集一三卷七號一〇三四(一六〇)頁

【判示事項】 法人がその事業目的のために所有する唯一の土地を自作農創設特別措置法により買収することは、憲法第二二條に違反するか。

【参照條文】 憲法第二二條、自作農創設特別措置法、裁判所法第一〇條、最高裁判所事務處理規則第九條第三項

【事實】 上告人(原告・控訴人)は、山林及び保安林の拓殖事業等を目的とする土地株式會社で、石川縣内灘村に砂丘地を所有していたのであるが、戦時中これを陸軍に買上げられ、終戦後右土地が政府より上告人に返還されるに當り、昭和二四年六月八日 上告人は、返還代金を政府に支拂い、同年七月二日に土地所有權取得の登記を完了した。これに對して被上告人(被告・被控訴人) 石川縣農業委員會は、自創法第三二條第一項にもとづいて七月二日に未墾

地買収計畫を樹立したので、上告人は、これに對して異議の申立および訴願をなし、次いで右計畫の取消訴訟を提起した。その主張の要點は、本件買収計畫が所有權取得登記の完了以前に樹立され、原告に所有權の移轉する前に右土地を私有地として未墾地買収計畫の對象としたことは違法であること。本件土地は、右土地會社がその事業目的に得ないものであること。本件土地は、右土地會社がその事業目的のために所有する唯一の土地で、これを失うならば解散もしくは事業目的の變更のやむなきに至ること。また買収計畫書記載の土地の表示が、現状と甚しく相違していること。さらに本件土地については地元農家の農耕地が不足していることを理由に、開墾不適地にも拘らずその買収につき例外容認の申請が、農林省農地局長に對して縣知事よりなされ、その許可があつたが、そのような農耕地不足の事

情は存在していないこと。また右土地は警察豫備隊が引續き演習地として使用し、政府より知事に對して開拓計畫中止の通達がなされているにも拘らず、買収計畫を樹立することは許されないこと等であつた。これに對して被告縣農業委員會は、返還代金を政府に支拂つたときに、本件土地は原告の所有に歸したものとし、さらに右土地が開拓適地であり、あわせて土地開拓の必要な事情等をのべた。

これに對して第一審判決は、まず買収計畫樹立當時における本件土地所有權の歸屬につき、右土地は、民法の原則に従い政府より當該土地の返還讓渡の意思が表示されたときに、原告會社に歸屬するものと判示し、買収計畫當時すでに原告の所有に屬していたものと判断した。次に土地の開拓の適否特に自創法第三〇條第一項における未墾地等買収の必要性に關する裁量は、農業委員會の自由裁量に屬するものであるとした。特に本件上告審の大法廷判決に關する論點である、法人の唯一の土地を買収することの違憲問題について、

第一審判決は、「所有權と雖も絶對ではなく公共の福祉の爲には制限を受けるのも已むを得ないところであり、……本件買収によつて原告が目的たる事業を遂行し得なくなつたとしても、それは直接に原告に對してその目的たる事業の經營を禁止したからではなく、たまたま未墾地買収計畫の爲土地を喪失することによつて事實上事業經營が不可能になつたというに過ぎない。原告が今後もその目的た

る事業を繼續することは嘗て一度も禁止せられたこともなければ、將來と雖も恐らく禁止されることはないのであつて、憲法第一四條第一項、第二條第一項違反との非難は本件の場合當らないのである。」(一〇五八頁—一〇五九頁)として、以上の理由により原告の請求を棄却した。

控訴審において、原告は請求原因を追加し、政府が本件土地を駐留軍の砲彈試射場とすることを決定し、また駐留軍撤退後は保安隊が引續き演習用に使用して農地化しないことが確定しているのであるから、これを買収することは違法であり本件買収計畫は取消されるべきものであるとした。これに對し控訴審判決は、行政處分は處分時の状態をもつてその適否を判断すべきものとし、處分後の事情の變化によつて右處分を違法なものとすることはできないとして、控訴を棄却した。さらに原告はこれに對して上告したのが本件である。

【上告理由】上告理由としてあげられているのは次の五點であるが、本件大法廷判示に關する部分は、その最後の點である。まず第一に、係争處分の違法の判断時について、原判決が處分時を標準とするのに對し、抗告訴訟の目的よりみて事實審の口頭辯論終結時をもつて基準となすべきこと。第二に本件土地が農地化されないことが確定したならば、本件買収計畫は取消されるべきものであり、原

判決はこの點について審理をつくさず、また連合軍接收地の買収についてなら判示をするところがないのは審理不盡、理由不備のものであること。第三に開拓適地いかに關する裁定は、原判決のよりに農業委員会の自由裁量事項とすべきではなく、法規裁量事項と解すべきこと。第四に採證上の不備のあること。最後に憲法第二二條違反のあること等をあげた。この第五點において、上告人は、憲法第二二條にいう「何人」のなかには、自然人のみならず法人もふくまれるものと主張し、本件買収の結果原告会社は、その營業を廢止するほかないのであるから、法人の職業選擇の自由を侵害することになるとした。

【判旨】 論旨理由なし。全員一致（補足意見あり）。

憲法第二二條の營業の自由の保障は、無制限のものではなく、公共の福祉に反しない限りにおいて保障されているのであり、したがつて、公共の福祉のために制定された法律もしくはこれに基く行政處分によつて、營業遂行の自由が直接もしくは間接に妨げられることがあつたとしても、これをもつて同條違反といふことはできない。自創法は、自作農の創設農村民主化の促進という公共の福祉のための必要に基き制定されたものであり、これにより本件未墾地買収計畫によつて、事實上原告會社の現在の營業に支障を來すことがあつたとしても、憲法第二二條に違反するものとはいひ得ない。

なおこれには、齋藤悠輔裁判官の補足意見がある。すなわち、原告會社の事業の繼續は、禁止されたこともなく將來も禁止されることはないとした第一審の判示およびこれにもとづく原判決は是認されるものであり、所論は、これに副わない判斷を前提とするもので、上告適法の理由とは認め難い。以上が大法院の判決の主旨である。

【評釋】 本件大法院の判示は、裁判所法第一〇條第一號および最高裁判所事務處理規則第九條第三項により、上告理由のうち右の第五點すなわち法人の營業の自由の侵害に關する憲法問題の部分について、特に大法院を開いて判決したものであり、その他の理由については、第二小法院において審理され、結局本件上告は、第二小法院の判決によつて棄却されたのである。そこでこの評釋においては、大法院の判決の部分のみを取りあげることにする。

營業の自由が、公共の福祉の必要のためには、制限をうけるものであること、そして自創法にもとづく未墾地買収計畫が、このための行政處分であり、これによつて右の營業の自由が制限されることがあつたとしても、直ちに憲法違反となし得ないこと等は、まさに判示の通りであり、本件の場合も、そのような制限をうけるに到つた結果はやむを得ないところであらう。しかし、上告人の主張する法人に對する基本的人權の承認と、その存立を事實上否定するよう

なことになる強度の制限の違憲性の問題について、最高裁が大法廷を開き、一つの判例を確立しようとした判決としては、いかにもその判示は簡略であり、法人に對する基本的人權の承認およびその制限等に關する論點について、明確な判断の基準をしめたものとはいひ難く、十分にその意を盡したものと考へられないのである。

もとより、本件の問題は、まず本来自然人について考へられる基本的人權が、法人にも認められるものであるかどうか。認められるとすれば、自然人の場合とまったく同じように認められるものであるかどうか。そして本件のように法人の存在が事實上否定されるような取締制限が許容されるかどうかという點にある。元來基本的人權の本質からみれば、その主體は自然人であり、法人には基本的人權というものは成立し得ないという考へ方も成立しうるであらう。

しかし基本的人權のあるものの性質内容によつては、その享有が自然人のみならず法人についても理論上可能であり、實際的な面においても、これを認めることが必要であると考へられる。例えば、西ドイツではボン基本法第一九條第三項が、「基本權は、その本質により適用できる限りにおいて、内國法人にも認められる」と規定し、この點について明文をもつて、法人にも基本權の承認されるべき根據をあたえているのである。ワイマール憲法のもとにおいては、例えばカール・シュミットのように、基本權の法人における成立を否

定するような見解が有力であつたが、ボン基本法は、このような見方を排除して、右のような條文をもつて基本權の法人への適用を認めたわけである。しかしこの法人への適用は、右の條文をもつて初めて可能となつたのではなく、この條文がなくても、自然人の基本權の保障と相俟つて、その理論的な發展の結果として、當然に考へられるべきものであらう。けだし基本權のなかには、まったくの個人生活の範圍内において各人により個別的に享有されるもののほかに、結社の自由のように、集團活動の領域において各人の共同の行爲として把握されることにより、その意義の認められるものもあり、このような人の集團のなかで、組織を有し、個人活動の範圍をこえて集團独自の機能を營むもの一つとして、法人の存在が法的に承認されているのであるから、法人について基本權の適用が考へられるのは當然のことといわなければならない。このようなボン基本法の見方は、日本國憲法の場合にも妥當するのであり、日本國憲法に右のような法人に對する適用の規定がないとしても、理論上、法人における基本的人權の保障は考へられるべきものと考へるのである。判示は、法人における基本的人權の成立を否定しているわけではないが、各自然人の基本的人權を保障する結果として反射的にその効果が法人にもおよびものとして、法人の場合の權利自由の保障を間接的に承認するに過ぎないものか。または個人活動の單なる

集積に止まらず、それをこえる法人獨自の存在理由ないしは法人活動の價値をとらえて、これに憲法上の保障の成立を直接に認めるものであるのか。どちらの主旨か明白ではない。自然人と法人の相違からみて、自然人における基本的人權がそのまま法人にも妥當するわけではないが、個々の自然人の人權の保障を通じて間接的に法人にも保障の効果がおよぶというのではなく、權利自由の内容性質によつては、法人それ自體がその享有の主體としてとらえられ、憲法上直接に保障が認められることを、明確に判示しなければならなかつたのではなからうか。

次に法人の權利自由に対する制限の問題であるが、一般に基本的人權が公共の福祉のためにする制限に服するものであることは、判示の通りであらう。しかし本件においては、法人の主要な財産である土地の買収によつて、事實上その事業活動が不可能になり、法人の解散ないしは事業目的の變更が餘儀なくされる結果になるという點が争われているのであるから、判示は、法人の活動に對する制限について、公共の福祉のためにする制限はまぬがれないとして單に制限の存在のみを示すのみではなく、さらにその限度についても判断を加えるべきであつたと思う。自然人の場合にその活動に對して嚴重な制限を加え、このために權利主體としての存在も危くなるような結果におい込むことは、基本的人權の本質に對する侵害であつ

て、いかに公共の福祉を理由とするものであつても、それが許されないことは、いうまでもないことであるが、これに比較して法人の法的存在は、法律制度上のものであるから、自然人と同じような生來の尊嚴の價値というものは考えられず、したがつて公共の福祉のためにする制限のやむを得ない結果として、その存在が否定されるというようなこともないわけではない。けれども、このような重大な影響をとまなう強い制限は、法人の獨自の價値と公共の福祉の必要との比較について、慎重な考慮を要するものであつて、自然人の行爲といえども制限をうける以上、當然に法人に對する制限も許容されるといふように形式的に判断すべきものではないのである。すなわち法人の存立を左右するような重大な制限は、また法人獨自の存在理由ないしはその價値について十分な考慮をはらうことによつて決定しなければならぬと考える。判示は、單に公共の福祉の必要のためにする制限には當然に服するものとのべているのみで、法人の事業の性質、その社會生活における重要性、そして公共の福祉のために實施しようとする制限の必要性と當該法人の事業の重要性との比較等についてなら觸れるところがないのであるから、この點において理由不備の感を抱かざるを得ない。

なお、本件買収計畫によつて當該法人の事業がたまたま不可能になるのみで、直接にその事業繼續が禁止されているわけではないと

した第一審判決およびこれを是認した原判決が、本件判示においても特に補足意見をもつて承認されているわけであるが、法人の活動に對する制限は、その直接の解散命令や事業の禁止處分のみが問題とされるのではなく、本件の場合のように、法人財産に對する制限處分や事業活動に對する制約が、法人の存立に對して重大な影響をおよぼすような場合には、まさに憲法上の問題を生ぜしめているものであるといわなければならない。右第一審判決の判示は、この點極めて形式的な考察であつて、本件買収計畫が現に法人の主要な財産を對象として樹立されている以上は、まさに當該法人の存立に重

大な影響をおよぼしているから、直接に事業を禁止するものでないことを理由として、直ちに違憲でないと斷定することはできないのである。

要するに本件大法廷判示は、一般的に公共の福祉にもとづく權利自由に對する制限のありうることを示すのみで、法人の權利の享有と、その制限について明確な基準を定めたものではなく、その理由は不十分なものであるとの感をまぬがれない。

(田口 精一)